



ONE for ONE TIMES

Free ¥0-

発行：一人一票実現国民会議サポーター <http://www.ippyo.org> Sunday, May 3, 2015, extra



2014年衆院選
一人一票裁判

2015年3月26日の各社新聞朝刊 / 福岡高裁で違憲判決が下り、各紙面で『違憲』の文字が並びました。

福岡・秋田・宮崎高裁で一人一票判決

一人一票裁判(2014年衆院(小選挙区))の14高裁・高裁支部での判決が、4月28日の広島高裁岡山支部判決で全て出揃った。

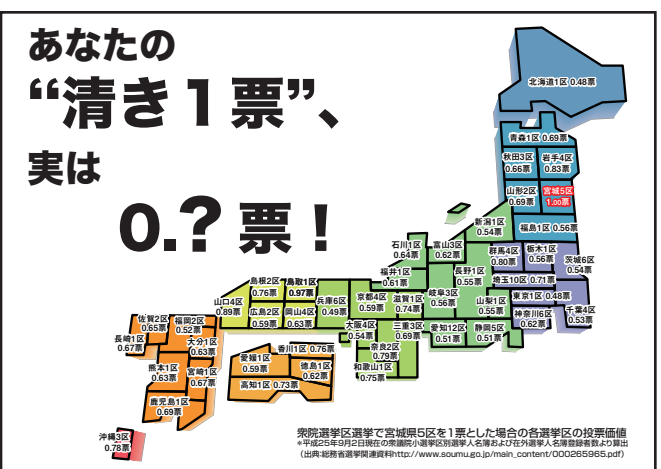
今回の高裁判決では、新たに3つの1人1票判決(福岡、秋田、宮崎)が出た。今後、全ての事件の審理は最高裁に移る。

全295小選挙区で主権者が立ち上がったのは初めて

さて、今回の裁判の過去の選挙裁判と最も異なる点、それは、今回、北海道から沖縄まで、全295小選挙区で原告が立ち上がったことである。

過去、「一票の格差訴訟」として報道されてきた選挙裁判は、原告が弁護士だったこともあり、弁護士の裁判という印象を持つ国民も多かったのではないだろうか。

現在、日本全国のほとんどの有権者が、1票価値の選挙権を有していない(下図参照)。1人1票実現



運動が広がるにつれ、自分の1票が1票未満の価値しかないことがだんだん知られるようになった。その結果、全国の国民が、「自分の選挙権が0.何票分しかないのはおかしい!」「清き1票」でなければおかしい!」と立ち上がったのだ。

憲法が定める代議制民主主義では、国の意思決定は、主権者である国民が、正当に選挙された国会議員を通じて行う。

選挙(主権の行使)は、国民が政策の賛否を表明する唯一の機会である。

「投票した皆さんにも責任があるんですよ」と国民へ向けられる自己責任論。

これまで、「弁護士さんの裁判で、自分は関係ない」と捉えられていた選挙裁判が、実は、主権者(国民)1人1人の自己責任につながる、自分自身の裁判であることに国民が気づき始めたのだ。

今回、全295選挙区で原告が立ったということは、今、国民が、主権者として、覚醒しつつあることの現れなのである。

別次元に位置する原告と被告の主張

裁判は、事実法を適用して正義を実現する場である。残念なことに、一人一票裁判で、原告の立論を正確に報道したメディアはない。では、原告は、この裁判で、どの事実、どの法を適用して、何を求めているのだろうか?

原告の主張は、実に単純明快だ。

まず、事実として、原告は、295の各小選挙区毎の有権者数が記載された総務省資料を提出し、2014年衆院小選挙区選挙(「本件選挙」)での自らの1票が、それぞれ、0.何票分の価値しかなかったことを立証した。

次に、原告は、①憲法56条2項(多数決)、②1条(国民主権)、前文第1文(国民主権)の各条文をあげ、同各条文に基づき、国民主権を定める日本国憲法は、人口比例選挙(1人1票)の原則を保障していると主張した。

そして、原告は、「憲法の要請する人口比例選挙の原則が保障されていない「本件選挙」は憲法違反であるので無効である」という判決を求めている。

>>P.2へつづく

どうも一人一票裁判って何?!

国政選挙において、住所により投じる『一票』の価値に差があることは、憲法の要請する『平等』に反するとして、選挙無効の訴えを起こした裁判のこと。例えば、今回の2014年衆院選では、宮城5区を1票とした場合、北海道1区、東京1区などは0.48票であった。升永・久保利・伊藤グループは、2009年よりこの問題に取り組んでいる。

>>P.3

調べてみよう! あなたの一票

一人一票についてもっと詳しく知りたい方、自分の一票の価値を知りたい方は、一人一票実現国民会議ホームページへ <http://www.ippyo.org/>

>>P.1 よりつづき

憲法は、国民が主権者として主権を行使すること（1条）、国民は正当に選挙された国会議員を通じて行動（国家権力を行使）すること（前文第1文）を明言している。また、憲法は、国会では国会議員による多数決で物事を決定すると定めている（56条2項）。主権を行使する（又は、国家権力を行使する）とは、物事を決定することを意味する。国民が主権者として国会議員を通じて多数決で物事を決定するためには、国民の多数が国会議員の多数を選挙しなければならない。

憲法は、代議制を採用しているが、憲法は、代議士（国会議員）を主権者とは定めていない。憲法は、あくまでも、（国のあり方を決める）主権者は国民であると定めている。主権者である国民は、国会議員を正当に選挙することで、主権を行使する。代議制において、国民が主権を行使する機会は、選挙しかない。選挙しかないのだ。国会議員が、主権者である国民から正当に選挙されているからこそ、国会議員の国会における議決（国家権力の行使）の正統性が保障される。

国会議員の多数決が憲法上の正統性を持つには、主権者（国民）の多数が国会議員の多数を選ぶ選挙（つまり、人口比例選挙）が保障される必要がある、というのが原告の主張する憲法解釈論である。

他方、被告の主張は、過去の最高裁判例の判示により、国会には選挙制度の仕組みの決定について広範な裁量が認められているので、選挙区間の最大人口較差が2倍を僅かに超えたにすぎなかった本件選挙は、憲法に違反しない、というものであった。原告の憲法の解釈論に対する被告の反論は、一切なかった。

このように、本件裁判で、原告、被告の主張は別次元に位置していた。

正義を実現するのが裁判である

日本に限らず、諸外国でも、選挙区割りの問題は、利害関係者である国会議員では解決できない問題である。このことは、選挙区割りによって自らが当選した選挙区の消滅もあり得ることを考えれば、容易に理解できるであろう。

民主主義国家の生みの親である米国でさえ、1964年の連邦最高裁・レイノルズ判決（377 U.S. 533, 1964）が「1人1票の原則」を明言し、やっと、人口比例選挙（1人1票）が実現した。

日本で人口比例選挙が実現しないのは、日本の最高裁が、「憲法は人口比例（1人1票）選挙を保障している」と判決しないからだ。

同じ民主憲法を持つ先進国の民主国家で、日本の最高裁だけが人口比例選挙の原則を認めていない。日本の最高裁の法解釈だけが異様である。

人口比例選挙（一人一票）の原則を認める高裁判決は10個になった

2009～2014年まで、7つの高裁裁判体で、人口比例選挙（1人1票）判決が出た。今回さらに、3つの人口比例選挙判決が加わり、人口比例選挙（1人1票）の高裁判決は、合計10個となった（各高裁の判決文は、一人一票実現国民会議のホームページ（http://www.ippyo.org）にアップされている。）。

福岡高裁は、「議員1人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平等に保たれることが最も重要かつ基本的な基準とされるのであり、このような趣旨からすれば、人口比例に基づく選挙を原則とし、できる限り投票価値の平等を確保することは、憲法上の要請である」と明言した。

仙台高裁秋田支部は、判決文で、「憲法の要求する

1人1票の原則」と記述した。

また、福岡高裁宮崎支部は、区画審設置法3条の解釈について、「選挙区間の人口の最大較差が2倍未満であっても、その較差が生じる原因として国会において考慮した要素が合理性を有しない場合には、当該選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反すると言うべきことになる」との非常に重要な指摘をした。

最高裁判決への期待

平成23年以降の最高裁判決の意見で、1人1票の原則を明言しているのは、鬼丸かおる判事と山本庸幸判事である。なお、平成26年大法廷判決での、山本判事の反対意見は、1人1票・無効である。

同じく、平成26年大法廷判決で、千葉勝美判事は、人口以外の要素について、「憲法上の原則を支える人口比例原則に優越するものではない」と補足意見を述べ、また、5判事（櫻井龍子、金築誠志（但し、平成27年3月31日定年退官）、岡部喜代子、山浦善樹、山崎敏充の各判事）は、「投票価値の不均衡の是正は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての国会の活動の正統性を支える基本的な条件に関わる極めて重要な問題である」との補足意見を述べている。いずれも人口比例選挙に関する重要な意見である。

最高裁判事の定員は15名。判決は多数決で決められ、過半数は8である。次の最高裁判決では、新たに裁判官出身の大谷直人判事、小池裕判事が加わる。現職最高裁判事のうち、人口比例選挙の保障を明言、または、人口比例選挙を重要な問題と意見した判事は7名。最高裁判決に大いに期待している。

「18歳選挙権」来夏参院選からへ

投票権を得る年齢を現行の20歳以上から18歳以上に変更する公職選挙法の改正案が5月の連休後に成立の見通しである旨報道されている。見直し通りに進めば、来夏の参院選から18歳から投票できる可能性が高い。

これを受け、教育現場では、「模擬投票」を実施するなど「主権者教育」を始めている。選挙管理委員会の協力により、投票箱と記帳台は、実際の選挙と同じものを使用し、本番さながらの演出がされている場合も多いようだ。ある小学校では、給食大臣を選ぶ模擬投票を行ったという（2015年4月8日付 日本経済新聞より）。選挙は、多数決ルールに基づき、1票でも多く得票した候補者が勝利する。ここで当然疑問が湧く。教師は、教室内の模擬投票では保障されている1人1票が、今の国政選挙では保障されていないこと、つまり、今の国政選挙では、1票の住所差別があることをきちんと子供達に伝えているのだろうか。

若者が得る投票権は、わずか0.6票分？

選挙は1人1票と決まっている（公職選挙法36条）。給食大臣を選ぶ模擬選挙で、南町に住む生徒は0.5票分、東町に住む生徒は1票、北町に住む生徒は0.7票分という選挙を行えば、現場は大混乱するだろう。そのような選挙を「正当な選挙」だと生徒を説得できる校長先生はいないと断言できる。

しかし、来夏参議院選挙区選挙では、南町に住む

生徒は0.5票分、東町に住む生徒は1票、北町に住む生徒は0.7票分の投票しかできない選挙と同様の住所差別選挙が行われる可能性が充分にある。

総務省によれば、改正法で新たに投票権を得るのは、18歳～19歳の約242.7万人である（総務省資料：http://www.stat.go.jp/data/jinsui/2013np/より）。

国政選挙となれば、対象となる政策課題は、憲法改正、原発、税制、社会保障（年金）など、国のかたちに関わる最重要課題だ。

国民主権国家では、これらの政策課題を主権者の多数意見に基づいて決める。そして、その多数意見が何であるかを明らかにする手段が1人1票の選挙だ。1票でも多い方が勝ち。多数意見を取れなかった陣営は、投票が1人1票であるからこそ、その結果に納得せざるを得ない。敗者は、次の選挙で多数をとれるよう、努力するのだ。

投票率が低いことを心配する声が少ない。しかし、「0.6票分しか投票価値がないけど、選挙に行きなさい。」との呼びかけ程、ばかげたものはない。

重要なのは、関心をもって選挙にでかける主権者の1票に、完全な1票の価値が保障されていることである。

主権は、Full（完全）に行使できなければならない。来夏に選挙権を行使する約242万人の若者は、住んでいる場所によって、0.何票の主権の行使しかできないことを知らされているのか？

来夏から選挙権を行使する約242万人の若者は、さも、自分が、1票の選挙権を、一部ではなく、完

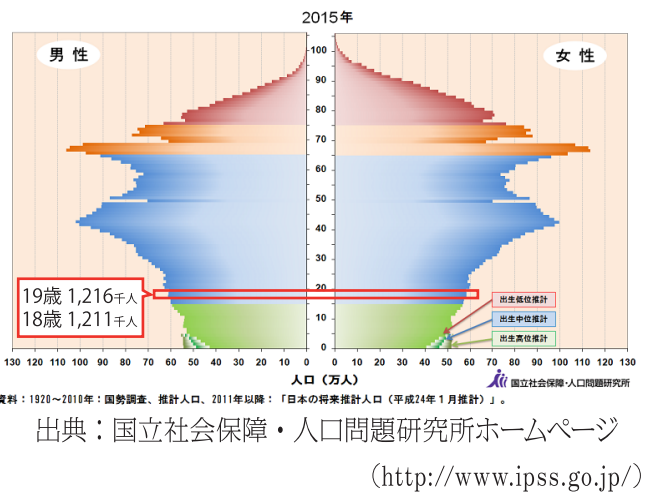
公職選挙法 第三十六条（一人一票）
投票は、各選挙につき、一人一票に限る。ただし、衆議院議員の選挙については小選挙区選出議員及び比例代表選出議員ごとに、参議院議員の選挙については選挙区選出議員及び比例代表選出議員ごとに一人一票とする。

全に行使できるかのような、詐欺的な教育をうけてはいないか？

主権者教育 まず、大人から

主権の行使とは何を意味するのか。何のために選挙をするのか。これらの問いに正確に答えられる大人はどのくらいいるのだろうか。今、主権者教育が必要なのは、若者だけではない。18歳選挙権の開始は、私達主権者全員に、国民主権とはなにかを学ぶ機会をもたらしてくれた。

来夏から選挙に参加する若者が1人1票の選挙権を行使できるよう、今、大人がやるべきことがある。



どうも
一人一票裁判って
何?!

憲法は人口比例選挙（一人一票）を保障しており、不平等な投票価値をもたらす選挙区割りに基づいて行われた選挙は違憲・無効であるとの判決を求める裁判が「一人一票裁判」です。選挙区ごとに票の価値が異なる現状の選挙制度では、主権者である国民が国政を運営する民主主義が正常に機能しません。1962年（昭和37年）7月の参議院選挙以降、選挙の度に選挙無効裁判が提起され、裁判所が国会に不平等を是正することを促す判決も出ていますが、衆院選で3倍（＝清き0.3票）、参院選で6倍（＝清き0.2票）が常識となっていました。2009年、升永英俊、久保利英明、伊藤真弁護士らをはじめとする全国弁護士有志が、全国の有権者

たちの訴訟代理人として、全国の高裁・高裁支部で一人一票実現のための精力的な弁護活動を開始しました。2011年以降、毎年歴史的な最高裁判決が続き、2012年最高裁判決で、衆参ともに、「清き0.5票」まで来ました。清き1票まで、あと少しです。



代理人弁護士の3氏 ▶
左から久保利英明弁護士、升永英俊弁護士、伊藤真弁護士

調べてみよう! 一人一票についてもっと詳しく知りたい方、自分の一票の価値を知りたい方は、一人一票実現国民会議ホームページへ
<http://www.ippyo.org/>

米連邦最高裁・ロバーツ長官7月来日

最高裁判所は、ジョン・ロバーツ米連邦最高裁長官を、7月に招聘すると発表した。

ロバーツ長官は、2005年、ブッシュ大統領（共和党）の指名により、第17代米連邦最高裁長官に就任した。

2012年10月、竹崎元最高裁長官は23年振りに訪米し、ロバーツ長官らと会談している。

2012年10月といえば、10月17日、竹崎コートは、1人1票（2010参院）裁判で、日本が国民主権国家になるために決定的な一歩となる、歴史的な判決を言渡している。偉業を成し遂げた竹崎長官は、胸を張って民主主義国家のルーツである米国を訪れたことであろう。

2012年大法廷判決:

<http://www.ippyo.org/topics/2012113001.html>

さて、この度のロバーツ長官来日のホスト役は、寺田逸郎長官である。

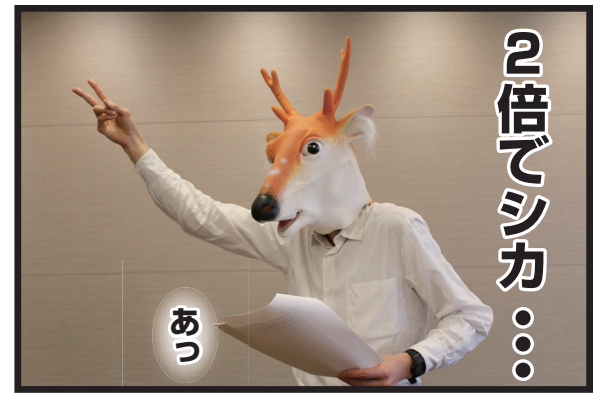
司法を巡る課題についての意見交換が来日の目的とされているが、日本の最高裁は、民主主義の1丁目1番地である投票価値の平等の点で、1人1票の原則を否定し、国民主権の憲法を否定し続けている。

民主主義の一番重要な点で、ロバーツ長官と対等に意見交換できるのは、判決意見で1人1票の原則を明言している鬼丸かおる裁判官、山本庸幸裁判官とあと・・・(??)。

アメリカ		日本
連邦最高裁判所		最高裁判所
1789年	設置	1979年
9人	定員	15人
終身	任期	70歳定年
なし	裁判官からの質問	あり
ジョンロバーツ 首席判事 (第17代)	現長官	寺田逸郎 最高裁長官 (第18代)
60歳	年齢	67歳
2005年(10年)	在任期間 (現在までの 就任年)	2014年(1年) *但し、 2010~2014年は 最高裁判事
1964年レイノルズ判決により確立 (第14代 アール・ウォーレン長官)	一人一票の 原則	認めない

投稿コーナー

一人一票実現漫画 その1



一人一票裁判で、国は、「格差は2倍を僅かに超えたにすぎない」との答弁を繰り返しています。最高裁が、「投票価値の平等は、民主政治の根幹である」と言っているにもかかわらず、「2倍でシカないので合憲だ」と言っているのですよね。そのような国の答弁を長年聞いているうちに、ふっとシカが連想されたので、4コマ漫画で表現してみました。

「2倍でシカない」とおっしゃいますが、投票価値に直せば「0.5票分」シカないので、いいハズがありません。皆様、どう思われますか?

SNSで広めよう!

SNSを活用して、お友達や世界に「一人一票実現」にむけて、呼びかけてください。Twitterでは、一人一票実現国民会議公式アカウント(@hitori_ippyo)をフォローして、一票に関するツイートには「#ippyo」をつけてください。また、サポーター有志管理のFacebookページもあります。裁判の進捗やサポーター活動報告、マスコミリンクなど最新情報が確認できます。



Twitter
@hitori_ippyo

Facebook
一人一票実現しよう!

参政犬:しんさ君

Twitter #ippyo

ある日のつぶやきをご紹介します

- @06611stella 日和った判決だね。0増5減なんて殆ど何もしていないに等しいのに。#ippyo
- @310kakizawa 「一票の格差」司法の裁判に「あれはおかしい、あんなの従わなくて良い」と言わんばかりのコメントや対応を立法府や行政府の人がするのは非常に問題があると私は思う。法学部で学んだ米国の裁判所の判決に対する連邦議会や政府の姿勢と大きな差がある。#ippyo
- @0306gymkat ようやくはっきりと違憲とする判断が出ましたか。これを積み重ねないと国会に対し選挙制度の抜本的カイゼンを迫る圧力にならない。#ippyo
- @1943122727suich 半世紀(50年)もの長期間解決されない「一票の格差」は、「基本的人権」の中でも重要な「参政権」に生じている不平等なので、先人の例に倣い、スイス、ジュネーブの「国連人権委員会」に救済を求めるべきである。#ippyo
- @nihonboyaki 日本の裁判所は、腐っている一票の格差の判決で合法だってよ小学生にわかるように、説明してもらおうか?日本の恥の裁判官どもめ裁判所は正しく裁判しない事を広めていやる。#ippyo
- @cslaila 一票の格差が高裁で合憲って信じがたいものがある もう少し国民の納得いくようにやって欲しい #ippyo

米国事情 「憲法と大統領 と最高裁」

米国連邦憲法2条1節8項は、大統領に、就任前、「全力を尽くして憲法を維持、保護、擁護することを厳粛に確約する。」と宣誓することを義務づけている。宣誓は、通常、バイブルに手を置いて行われるが、宣誓を行う相手は、聖職者ではなく、憲法の番人である「最高裁長官」である。オバマ大統領は、ロバーツ長官に憲法遵守の宣誓をし、そしてそのロバーツ最高裁長官も、上院司法委員会で、「憲法」と「法の支配」にその忠誠を誓っている(Washington Post, September 16, 2005)

投稿コーナー

一人一票
なぞかけ

マリッジリングとかけまして
一票の格差と解く
その心は・・・半分じゃ意味がありません

座布団1枚!

投稿コーナーでは、皆様からの投稿をお待ちしております。

短歌・俳句、4コマ漫画など、一人一票実現に向けたもの、一票問題を自らの問題と感じられるもの、なら何でもOK! どしどしお寄せください。

ippy@ippy.org

http://www.ippy.org

FAX:03-3780-3221

全国の原告の声

千葉 / 男性

最大格差 2.13 倍で2014 年12 月衆院選挙が行われた。2.13 倍? これは 実態を隠す巧妙なゴマカシである。そもそも 2.13 倍の価値で投票できるわけではない。2.13 倍の選挙区 (東京 1 区) では 0.47 票、2人集まっても基準選挙区 (宮城 5 区) の一人に足りない半分以下の投票をしていた。しかし 0.47 票区の当選議員は国会では格差のない一人一票だ。その歪みの結果は表には見えないが国民の代議士で作る国会は主権者、国民の意志を反映しないのは明らかだ。民主主義の多数決は投票価値が一人一票でこそ可能であり、民意を歪んで反映した国会での多数決の結果は主権者の多数決と同じ価値ではないのだ! 日本国憲法が求めているように国民の代表選びである正当な選挙は一人一票、人口比例でなければならないのです。

あなたは 0.5 票、君は 0.2 票・・・など投票差別の上の選挙・投票では正しい民主主義の多数決はできないのだ!

大分 / 女性

当たり前に 1 票平等だと思っていたので、その価値が全国でばらばらなものを知った時は衝撃をうけました。今回、全295選挙区で提訴をするということで、原告のお話をいただき、自分にできることであればとお引き受けしました。周囲には「地方が不利益になるからそういう活動はやめた方がよい」など反対する方もいて悩みましたが、これは 地方とか都会とかの問題でないことをもっとわかってほしいです。地元出身の国会議員にもこの問題への取り組みをお願いしています。議員自らは難しいのですが、自分に来ることは身近な人に伝えていくことと思いますので、出会う方出会う方にお話するようにしています。

大阪 / 男性

大阪高裁の弁論を傍聴しました。自分は法曹を目指しているので、升永弁護士と久保利弁護士、伊藤弁護士の弁論を直接聴くことができずごく良かったです。升永弁護士は、時々、たとえを出して弁論されていたので、自分の中でストンと理解することができました。今回の弁論を傍聴して、一票の価値がバラバラな状態で選ばれた国会議員が物事を決めてしまっていること、一人一票という問題は少し考えるだけで単純な話だということに気づきました。しかし、周りの人は本質をまだ理解できていないのではないかと感じます。

関東原告ランチ会の報告

2015/3/19
東京高裁判決前



3月19日、東京高等裁判所の判決前に、日比谷公園内にある日比谷松本楼で、原告や一人一票実現国民会議サポーターの懇親会をささやかに開催致しました!

静岡、群馬、千葉、埼玉、神奈川、東京から 11 名が集まり、ランチをいただきながら懇親を深めました。

日頃、顔をあわせてお話しする機会がなかなか取れませので、大変貴重な時間でした。一人一票でない現実に、それぞれにいろんな想いを語り合いましたよ。東京高裁の判決は予想に反し散々でしたが、参加者のなかにはその後「上告に向けて燃えてきました!」というメッセージをくださる方もいて、一人一票実現に向けて強い絆が生まれています。

全国各地のサポーターさん同士もつながること、おすすめです!



図書室からのおすすめ

お近くの書店や Amazon でお求めいただけます。

『決めごとのきまりゴト』

一人一票からはじめる民主主義

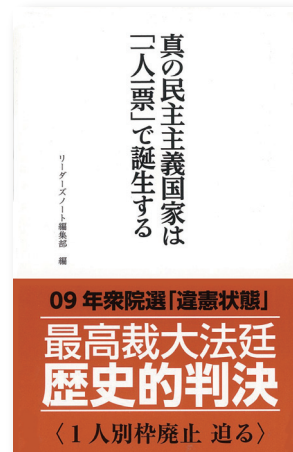
浅利圭一郎 著
(旬報社)
定価:1,200円+税



『“清き0.6票”は許せない!』

一票の格差訴訟の上告理由を読む

升永英俊 著/久保利英明 著/伊藤真 著/
田上純 著(GENDAIブックレット58)
定価:800円+税



『真の民主主義国家は「一人一票」で誕生する』
リーダーズノート編集部著
(リーダーズノート新書)
定価:820円+税

寄付のお願い

意見広告を掲載すると、意見広告を読まれた方からファックスやお手紙をいただきます。インターネットにアクセスのできない方々への情報伝達手段は、活字に頼るしかありません。より頻繁に意見広告が掲載できるよう、寄付をお願いします。この運動の鍵は、情報をいかに拡めるかにかかっています。寄付には以下の方法がございます。

<1>銀行からのお振り込み

みずほ銀行 渋谷中央支店 (162) (普通) 1429958 名義:(特非) 一人一票実現国民会議 (トクヒ ヒトリイッピョウジツゲンコクミンカイギ)	三井住友銀行 渋谷駅前支店 (234) (普通) 4301426 名義:一人一票実現国民会議 (ヒトリイッピョウジツゲンコクミンカイギ)	三菱東京 UFJ 銀行 渋谷支店 (135) (普通) 0309780 名義:一人一票実現国民会議 (ヒトリイッピョウジツゲンコクミンカイギ)
--	--	---

<2>郵便局からのお振り込み
(専用の振込用紙を同封しております)

一人一票実現国民会議ホームページ (http://www.ippy.org/bokin.html) からお手続きをお願いいたします。

■ クレジットカード決済の場合、クレジットカード会社の手数料は、寄付金から使用させていただきます。

<3>クレジットカード決済



ビザ、マスターカードがご利用いただけます。